

随意契約（相手方指定）調書

件 名	単身高齢者等総合相談支援事業業務委託	No.5200288
工（納）期	令和８年３月３１日	
契約締結日	令和７年４月１日	
契約金額	９，７９９，５０５円（消費税込み）	

契約相手方	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会 (法人番号：1011505000656)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備 考		

業者選定理由書

件 名	単身高齢者等総合相談支援事業業務委託
指名業者 (案)	名 称 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会 所在地 東京都荒川区南千住１－１３－２０ 代表者 笠島 伸介
特命理由	本件は、家族や親族等からの支援を受けることが難しい高齢者や障害者の終活に関する総合相談窓口の設置及び運営、講演会等の実施、普及啓発冊子の作成や情報提供について委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記法人を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 総合相談窓口は、元気なうちから将来の準備ができるよう「終活」を支援する窓口であり、任意後見制度や区で実施しているサービスの案内、必要に応じて関係機関や専門職等につなぐこと、また、相談者の状態・相談内容によっては、成年後見制度の相談窓口（推進機関）につなぐことが必要となる。 ② 上記法人は、「成年後見センター・あんしんサポートあらかわ」として成年後見制度の周知・啓発や相談援助等を成年後見制度推進機関として行う「成年後見あんしん生活創造事業」等を実施しており、本事業の相談者の状態・状況により、他の窓口に途切れなくつなぐことができる。 ③ 終活に関する講演会等についても、平成２３年度から成年後見制度の周知・理解を促進するための講座の中で、「老い支度講座」や「エンディングノート」を活用した講座を開催し、講座運営のノウハウも十分に有しており、本事業の円滑な運営が期待できる。 以上のことから、上記法人を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)